

特定都道府県等においては、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、営業時間短縮要請への協力、感染防止策の徹底等を促すための適切な周知・助言等を行われたい。

事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る
留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、留意すべき事項等を示す。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

①催物の開催制限の目安

基本的対処方針の三（3）2）に基づき、2月7日までの間における催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物に

については、9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

②人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.(3)のとおり取り扱うこと。

③その他留意事項

上記の①及び②については、以下のとおり取り扱うこと。

- 新しい目安は、緊急事態宣言発出の後、最大4日間の周知期間を経て、その翌日（遅くとも1月12日）から適用すること。
- 具体的には、チケット販売開始時期等に応じ、次のとおりとすること。

ア 1月7日時点でチケット販売開始後の催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）

1月7日時点で販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

イ 1月7日時点でチケット販売開始前の催物

- ・ 上記周知期間内に販売開始されるもの

周知期間内に販売されるチケットは、上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

- ・ 上記周知期間後に販売開始されるもの

上記①及び②によること。

(2) その他の都道府県

11月12日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

なお、特にステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、12月23日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

①特措法に基づく要請を行う施設

以下に掲げるものについては、基本的対処方針ニ①及び②並びに三(3)3)を踏まえ、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 飲食店 (第14号)

原則として、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等を促すこと。

(イ) 遊興施設 (第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店(次の②に示す施設を除く。)

原則として、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等を促すこと。

なお、後記②に示す施設(ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設)に該当する場合は、営業時間要請の対象にしないこと。

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記の感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

②①と同様の働きかけを行う施設

基本的対処方針三(3)3)の趣旨を踏まえ、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかけるとともに、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底を促すこと。

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (第4号)
- 集会場又は公会堂 (第5号)
- 展示場 (第6号)
- 1000平米を超える物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号)
- ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(第8号)
- 運動施設、遊技場 (第9号)
- 博物館、美術館又は図書館 (第10号)

- 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設（第11号）
- 1000平米を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く。）（第12号）

また、劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場（第9号）及び博物館、美術館又は図書館（第10号）については、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけをあわせて行うこと。

なお、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されることを前提に、施設の使用制限等の要請等を行わないこと。

- 学校（第1号）
- 保育所、介護老人保健施設等（第2号）
- 大学等（第3号）
- 生活必需物資（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるもの）の物品販売業を営む店舗（第7号）
- 遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第11号）
- サービス業を営む店舗のうち、生活必需サービスを営む店舗（第12号）
- 学習支援業を営む施設（第13号）

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記の感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

③ 上記の②の働きかけについては、緊急事態宣言発出の後、最大4日間の周知期間を経て、その翌日（遅くとも1月12日）から適用すること。

（2）その他の都道府県

各都道府県は、5月25日付け事務連絡4.（1）、7月8日付け事務連絡3.、7月17日付け事務連絡等に基づき、感染防止策の徹底等、施設管理者への必要な協力要請を実施すること。

(3) 飲食店等に対する営業時間短縮の要請等に対する協力等

基本的対処方針二①及び②並びに三(3)3)の趣旨を踏まえ、関係府省庁におかれては、営業時間短縮の要請等がなされた場合には、関係団体からその傘下会員に対して以下のとおりその周知・依頼がなされるよう、関係団体に対して周知されたい。

- ・ 自治体から営業時間短縮の要請等がなされた場合には、その要請に従っていただくこと
- ・ 自治体からの営業時間短縮の実態把握等が行われた場合には、ご協力いただくこと

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 宮坂・植田・石田・竹本・井上

直通 03(6257)3085